

平成21年6月11日（木）

**日程第20 議案第12号 工事請負契約の締結について**

○議長（中西峰雄君）日程第20 議案第12号 工事請負契約の締結について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 辻本君。

○12番（辻本 勉君）二点ほどお伺いいたします。制限付一般競争入札なんですけども、入札参加業者数と、もう一点は、契約金額が1億6,193万3,100円ということなんですけども、この落札率、この二点をお教え願いたいと思うんです。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、入札業者ですが、市内、市外入れまして全部で6社でございます。それから、落札率でございますけれども、約83%でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）もし趣旨を外れてたらご注意ください。

入札参加業者なんですけども、この中で既に倒産されている業者さんが入っているんですけども、入札予定日が5月12日ということなんですけども、これはその経営状態とかそういったもの調べる場合に行政はどのように判断されるんでしょう。もしこの業者さんが落札されていたら、前渡金等の問題もありますし、市内業者、下請けに至っては、それによって損害をこうむる場合がありますので、いつもその経審とかの部分とかでよくお話は聞くんなんですけども、5月12日で、倒産した部分というのは僕の記憶でしたら6月に入った

か入れへんかったかぐらいやったと思うんですけども、こういった状態があるというのはあまりにも今の状態だったら不備があると思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず一点、入札である業者が入る段階では、そういった倒産等々経営状況については行政としては把握し切れておりませんでした。確かに議員ご指摘のとおり、ここ最近、特にそういった経営状況というものについては行政としても細心の注意を払っておるところでございますが、何分やはり行政としても収集できる情報源というのが限られておりますので、努力はしておりますが、やはり業者さんのほうから、また、例えば管財人さんのほうからとか裁判所からの連絡なり通報があれば直ちに対応はさせていただきますいておりますけれども、行政が能動的に調査していくというのはなかなか現実的には難しい状況がございまして、実態としましてはつかめていない状況でございます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）今の、私、いつも言うてます入札の参加業者の件なんですけども、今、1番議員から指摘あったように、本当に入札のメンバーを決めるときに、行政はこれは経営審査した中でやっとなのと違うのか。それで、これ、普通やったら株式会社とか有限会社とかそんなものもあるけども、そういうような中で全く把握してない。そんな中でこういうふうにとずっと一般の中でやっていって、わかりませんで、何を基準に決めているんですか。

ほんなら、市内業者さん、これ、1億6,000万円、今回入札に参加、ハウスアラメントさ

ん、堀内組さん、城野組さん、3社入ってますわね。これは何で市内業者で全部入札せえへんのですか。それだけの能力のない業者ばかりなんですかと。私がいつでも言うてるように。だから、県のあれの中でも、経営審査云々で2億円以上のできる業者なんてもっとほかにいっぱいありますよ。それはそこが辞退したのかどうか僕はわかりませんが。市内業者で十分賄えるだけの金額と工事内容と思うんですけども。

そして、先ほど私言いましたけども、工事内容を少し教えてください。これは耐震補強ですね。この場合で、先ほども教育文化会館の分でちょっと聞いたんですけども、どこまでの工事なのかと。だから、補強を入れるだけなのか、外の外壁、防水から含めてどの辺の工事までをこの1億6,000万円の中でやっていくのか。プラス、午前中でも少し問題ありましたけど、ほかの施設が本当に水回りとかいろんな形の中でいろんな諸問題が発生してくるのであれば、そういうことも引き続き考えた中でこういうふうなことをやっているのか。今回は耐震だけですから耐震だけでも結構ですけども。これ以上新たな、この入札金額以上の費用は発生しないのか。

よくあるですよ、ちょっと見とったらね。安い金額で落として、知らん間に、何で最終こんかい金額上がってきてるのと。そしたら、何かいろんなものが足りなかったとか何とかとって言うてますけど。そんなことはないとは思いますが、これ以上追加予算はないのかと。その部分ちょっと内容を教えてもらえますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）それでは、最初のご質問にお答えさせていただきたいと思います。まず、今回の契約、入札方法につきましては、制限付一般競争入札という形式をとっ

てございます。ですから、これにつきましては、市内の業者でございますと、市のほうから指名するのではなく、1等級、建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること、それから技術者の配置ができること。市内業者につきましては、建築一式工事の1等級に格付されていることということ、それから、市外業者につきましては、建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であることという入札参加条件をつけておりまして、地元業者育成の観点からも、市内、市外では差をつけております。

ちなみに、今回、結果的には議員ご指摘の業者になったわけでございますけども、市内業者の中では入札可能業者は10社ございました。特定建設業を持っておられる市内1等級の業者は10社おられましたが、結果的にはこのような結果であったということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）二点ほど質問がありました。その中で補強の話ですが、通常の補強を行いまして、それ以外にですが、職員室の壁が若干弱いと聞いております。これのやりかえというのがこの工事の中に入っております。

それと、これ以上発生しないのかという、その追加予算はないのかという問題なんですけど、この応其小学校というのはやはり年数的にはまだ浅い、40年代ですね。建築年が昭和44年、それから45年、48年ということで校舎がでございます。その部分でやっていく中で補強の必要性、さらに、補正対応というのがちょっと今の時点では言い切れない部分があるんですけども、やる中で、初めての大規模改修が応其小学校からスタートすると思うんですけども、若干そういった部分で可能性がなきにしもあらずというところはちょっと伺っ

ておりますので、そういった部分で今の入札でできればいいんですけども、やる中で相当厳しい部分があるように伺っておりますので、可能性はあるように思っております。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）次長の説明はよくわかりました。いろんな部分でプラスアルファが出てくると思いますが、あまりにも高野口の応其小学校にしても、高野口中学校もかな。かなり新しい割には粗末で補修をせんなんということが、私は行政は何をしとるのかなと。ちゃんとしっかりとした管理もするのかなと。そんな20年、30年たつたたんかかこういうふうになってくるということは、やっぱり行政の怠慢と言われても仕方がない部分がありますのでね。管理するという部分では。だから、それを私は危惧しとるんですよ。

そして、今回の入札の参加者で、今総務部長からご説明ありましたが、得点、得点でしょう。得点ということはそれだけの能力があるんでしょう。能力があつてしとるのに、経営状態も把握できないというか。そこまでできないというのは、それは仕方ないですけども、こんな不細工な話はないですよ。

そして、あと、プラス、10社ほどあると言いましたわね。10社ほどある中で橋本市が、私、言うてるんですよ、得点がある云々だ、それもわかりますよと。橋本市内でそれに対応できる可能性がある業者は全て橋本市独自の入札で責任を持ってやったらいいと私は思いますよ。ほかの人らもみんなそれだけの実績がありますよ。悪いけども、この落札したハウスアラメント、これは最近よく落札してまうんですけども、これ以上に昔から建築、建設の経験があつて、県に対してでも市に対してでもいろんな形の中で実績を上げておられる。これぐらいの補強の中でやっつけける建設屋というのは、私もつつつと思ひ出しますわ。

なぜそういうところに橋本市独自の政策はないのかなと。その辺が私は不審に思うんですよ。ですから、その辺のこれから基準は、あくまでもそういうふうながちがちの基準で地元業者を見てできるできやんを判断するのか、今までの経験上、いろんな形の中でこれは大丈夫やろうと思つて参加のあれしたら、市民憲章にもありましたでしょう、僕がよう言う。勤労という部分のともありましたやんか。ということは、仕事を出すということが、市内の業者に出すということがまず大事でしょうと。ようせんと言うなら知りませんよ。チャンスを与えるということも、私はこれぐらいのレベルの中では全然問題ないと思いますので。その辺のことはこれからいかがですか。これを踏まえて選んだ業者がこういうふうになったとか、いろんなことを踏まえてこれからの対応はどのように考えていくのか。ちょっとその辺のこれからの対応について。これをもとに。ちょっと教えて。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほどもご答弁させていただきましたが、市内の業者で、今回の場合ですと、1等級の業者さんでなおかつ特定建設業の許可を受けている業者が確認しますと10社おられたということで、まず市内業者のほうを点検させていただきました。

今後のお話でございますけれども、今現在は1億5,000万円以上の建築工事につきましては、先ほど申し上げた市内の1等級の特定建設業者の許可をお持ちの業者で、なおかつ市外業者さんということで今回は経審の点数を市外業者の方に限っては1,000点以上ということで位置づけをさせていただいております。

今後の市の建設行政に対する取り組みということなんですけども、ちなみに、今現在は市内業者につきましては3億円までは市内業

者に入っただけの制度になっておるわけですが、本年度の6月からは6億円までは市内建設業者の方々にも応札をしていただけるということで、間口を広げていきたいということで考えております。そういうことで、議員ご質問の件につきましては、今後やはり地元業者育成ということもございますので、建設業法等の許す範囲で検討、見直しをしていきたいというふうに考えております。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）岡議員の質問と関連するんですけども、財政的に危ないというか、そういう業者がこういう入札に入ってくるといこと自体がいかんともしがたいと、そんな気楽な話でいいんですか。例えばこの業者が落札して、工事を始めて、途中で倒産する、そういう場合だって考えられますやろう。そしたら、その後始末をどないするかということと、例えば材料を納入した業者からすれば、市のこういう大きな工事を請け負う業者だから大丈夫だろうと思って納入した、それが倒産されたら、こういう事態が起きないとも限りませんわな。裁判所から連絡なかったらとか、そんな簡単な話でいいんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今のご質問で的確な答弁をさせていただいたらいんですが、行政のほうでそこまで各業者の経営状況まで立ち入った調査権限というのは持ってないというのも現状でございますので、それでまず一点ご理解いただきたいと思えます。ただ、議員ご指摘のとおり、入札段階で、また途中段階で倒産等となりますと、下請け業者の方等々、非常に多大の影響が出てくるということも承知いたしております。

ただ、一点、西日本経営協会といいますか、保証協会の保証をつけてもらうようになっておりますので、それは絶対であるということ

は考えてはおりませんけれども、最悪の場合、保証協会の保証をつけていただいておりますということで考えております。

ただ、権限はないんですけれども、やはり市全般に行政をしていく中でいろんな情報があればその確認できる範囲ではしていきたいと、そういうふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）しかし、契約自由の原則だから、それは一般的な支配している経済行動というか経済状態か、その中であったら、例えば財務内容を見せてください、そうでなかったら、もし会社が途中で倒産されたら、みんなに波及する迷惑が大きいので、それを見せられる業者に見せてくださいと。嫌だったらほっといたらいいのでね。ちゃんとした見せてくれる業者だけを選ぶということも考えられないんですか。そういうことが、当然、それで、わし、そんなの見せられんなど言うんだったら遠慮してもらいますということで、とにかく何らかの形でこういうことから派生する被害というのを抑えるような何か方策を考えてもらいたいと思うんですけども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）その部分で今後競争性を高めていく中では、市内業者、市外業者の方々にも参入もしていただいております。そうなりますと、市内業者だけに限らず市外業者のすべての調査ということになってまいりますので、今回のような制限付一般競争入札の場合、市外の業者で経審1,000点以上という条件を持ちますと、市内、市外合わせまして30社から40社の入札、応札可能な業者が発生してまいります。そうなりますと、その業者すべてを調査するということが、職権、権限もいただいておりますので、その点慎重

にしていかなければならないということは担当者としても常日ごろ気を使っておるところでございますけれども、今後できる範囲での情報収集はしていきたいと思っております。

ご答弁にならないんですけれども、現時点でお答えできる限度でございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）7番 中谷和史君。

○7番（中谷和史君）一点、この業者がということではないんですけれども、建設業の契約をいたしますと、その下請け届等々が届けることになっています。それぞれの入札された業者あるいは落札された業者に対して、過去の下請けに対する支払い状況というのは確認をされておるのかどうか。やはり落札された業者に対して市内の建設業者が下請けに、我々も業界、ちまたであそこの業者やったらちょっといきにくいとかいううわさが多々あるので。それは役所としては入札状況のどこかに過去の支払い云々とか下請けに対する支払いのどのという条項がたしかあったと、今定かに覚えてないんですけど。契約書が出てくるまでにそういう調査というのは契約事項の中でやっておられるのかどうか。そこを一点だけ。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）通常の工事契約についてはそこまでいたしておりません。県で国の制度であります経営審査事項と、そういったものの書類の審査になります。

ただ、今回はたまたま調査基準価格を下回っておらなかったんですけども、調査基準価格を下回った入札をされた方につきましては、関係書類等々審査を行いまして、書類審査も徹底してやらせていただいております、それに伴うところの低入札価格調査実施要綱も設けてございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）24番 中西健君。

○24番（中西 健君）この入札については今それぞれ発言されておったんですけど、その調査権がない。これは調査やなしに、例えば義務づけていくという。発注者は橋本市やから、業者に対して、これは市民の税金やから、やっぱり健全な経営をされているところに発注するのがこれは責務でしょう。だから、権限とか、その会社の中まで入って、それは調査権はないでしょうけども。この問題が起こるのは、泣くのはいつも下請け業者。資材関係の人ね。いつも弱い人たちが、今までの歴史の中で一番弱い人たちが。しかし、そういう人たちをなくするためにもこれは行政の責務ですよ。

ですから、いろいろな意見ある中で、この問題についてはいっぺん総務委員会でもた入札について安心安全な担保ができるような、そういうようなことで私は要望だけしといて、いっぺん総務委員会でも議論していただくと、こういうことで。

以上です。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第12号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより議案第12号 工事請負契約の締結について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中西峰雄君)日程第21 選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第1号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

---

日程第22 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長(中西峰雄君)日程第22 選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております選第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより選第2号 人権擁護委員候補者の推薦について を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決しました。

---

○議長(中西峰雄君)以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明6月12日から6月18日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、6月19日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

(職員・日程表配付)

○議長(中西峰雄君)配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

(午後1時44分 散会)